



SOS 子どもの村  
JAPAN

vol. 013

2019.09  
September

# News Letter

すべての子どもに愛ある家庭を

INTERVIEW

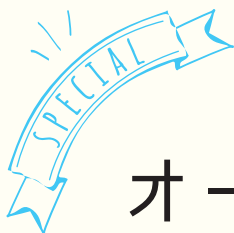


視察報告  
オーストリア SOS 子どもの村

● 松島智子さん（子どもの村福岡 育親）

● コラム「子どもの育ちをつなぐために」





# オーストリア SOS 子どもの村 視察報告

## 今、なぜオーストリアに学ぶのか

子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」  
センター長 松崎佳子

今、日本においては、2016年の児童福祉法の改正と新しい社会的養育ビジョン（2017）において、子どもの権利尊重を理念に、里親養育の推進と子どもと実家族への支援体制の強化が示され、一時保護所の改革、里親への一時保護委託、親子分離後の家族再統合の支援推進などが課題となっています。

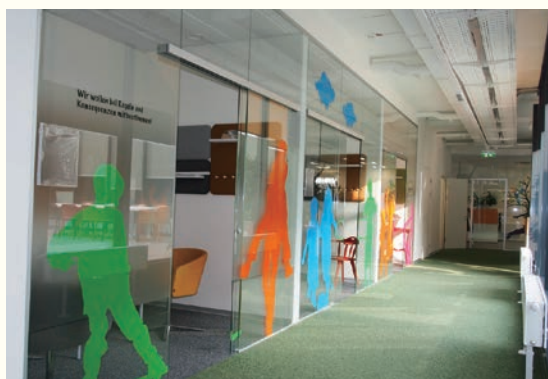
それらについて、先進的な取り組みをしているオーストリア SOS 子どもの村における具体的な実践を学び、今後の日本の社会的養護の改革、家族支援のあり方に多くの示唆を得ることを目的に、視察を行いました。

オーストリアは、欧州中央部に位置する人口約880万人（2017）、児童人口149万人（2014）の国で、ウィーンを含む9つの州から成り立っています。地方分権が進んでおり、様々な施策は州単位で実施されています。

1949年オーストリアチロル州インスブルックのイムスト村から始まった SOS 子どもの村は、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに世界135カ国に拡がり各国で家族と暮らせない子どもの養育や危機にある子どもと家族の支援をしています。子どもとの愛着関係を土台に、成長や自立を育む SOS の家庭養育モデルは私たちが目指すものであり、今までさまざまなプログラムを学んできました。

オーストリアには子どもの村は11か所ありますが、私たちが訪問したのは以下の SOSCV ウィーン、モースブルグ、スチュービングです。

スチュービングでは、支援をいただいた福岡城西ロータリークラブの方々との合同視察でした。



SOS 子どもの村ウィーン（相談室）



## オーストリアの社会的養護の現状

オーストリアにおいても2013年に子どもの権利条約を基本とした児童福祉法の改正が行われ、

NEWS LETTERは、マンスリー支援会員限定の会報誌です。  
全てのページをご覧になりたい方は会員登録をお願いします。